

●香川県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年9月15日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

令和2年9月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定する道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	区 域
主要地方道（4号）丸亀三好線	仲多度郡琴平町五條字馬場南288番1地先から 仲多度郡まんのう町四條字福家上所228番1地先まで
主要地方道（16号）高松王越坂出線	坂出市江尻町字池指1362番3地先から 坂出市江尻町字池指1302番1地先まで
主要地方道（18号）善通寺府中線	丸亀市飯山町西坂元字西沖474番8地先から 丸亀市飯山町川原字新開932番2地先まで
主要地方道（19号）坂出港線	坂出市入船町1丁目322番89地先から 坂出市久米町1丁目387番2地先まで
主要地方道（20号）坂出停車場線	坂出市元町1丁目3789番3地先から 坂出市元町3丁目1466番6地先まで
主要地方道（21号）丸亀詫間豊浜線	仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前27番1地先から 仲多度郡多度津町大字見立字宮ノ前1327番2地先まで
主要地方道（25号）善通寺多度津線	善通寺市上吉田町字寝馬384番3地先から 善通寺市稲木町字川原56地先まで
主要地方道（25号）善通寺多度津線	仲多度郡多度津町大字葛原字小塚1910番2地先から 仲多度郡多度津町京町甲479番4地先まで
主要地方道（37号）三木津田線	さぬき市寒川町神前字山崎1644番18地先から さぬき市津田町津田字北比与田2037番26地先まで
主要地方道（42号）小養前田東線	木田郡三木町大字池戸字穴田1741番12地先から 木田郡三木町大字池戸字穴田1695番1地先まで
主要地方道（46号）長尾丸亀線	仲多度郡まんのう町長尾字長塚945番4地先から 仲多度郡まんのう町羽間字安造田1815番7地先まで
主要地方道（47号）岡田善通寺線	善通寺市生野町字山瑞1872番1地先から 善通寺市生野町字宇条2146番1地先まで
主要地方道（47号）岡田善通寺線	仲多度郡琴平町上櫛梨字士福1020番1地先から 善通寺市大麻町字中土居1173番1地先まで
主要地方道（48号）善通寺詫間線	善通寺市善通寺町7丁目347番5地先から 善通寺市善通寺町5丁目680番34地先まで
主要地方道（49号）観音寺善通寺線	観音寺市栄町3丁目甲1236番13地先から 観音寺市茂木町3丁目甲441番1地先まで
一般県道（122号）津田引田線	さぬき市津田町鶴羽字鶴部1300番1地先から

	さぬき市津田町鶴羽字鶴部1301番1地先まで
一般県道(128号)三本松停車場線	東かがわ市三本松1152番6地先から 東かがわ市三本松1255番1地先まで
一般県道(135号)大串志度線	さぬき市志度字田中555番2地先から さぬき市志度字御所660番9地先まで
一般県道(140号)富田西鴨庄線	さぬき市寒川町神前字遊良1848番2地先から さぬき市寒川町神前字山崎1644番18地先まで
一般県道(141号)石田東志度線	さぬき市寒川町石田東字本村甲785番2地先から さぬき市寒川町神前字遊良1848番2地先まで
一般県道(147号)太田上町志度線	高松市鹿角町字上東原30番1地先から 高松市多肥上町字宮尻1432番3地先まで
一般県道(173号)高松停車場栗林公園線	高松市番町1丁目9番12地先から 高松市天神前6番27地先まで
一般県道(190号)炭所東琴平線	仲多度郡琴平町五條字馬場南1057番4地先から 仲多度郡琴平町五條字本村492番5地先まで
一般県道(204号)丸亀停車場線	丸亀市浜町42番6地先から 丸亀市塩飽町3番1地先まで
一般県道(206号)原田琴平線	仲多度郡琴平町榎井字中之町709番2地先から 仲多度郡琴平町榎井字六條758番8地先まで
一般県道(207号)琴平停車場琴平公園線	仲多度郡琴平町榎井字横瀬853番10地先から 仲多度郡琴平町字川西666番14地先まで
一般県道(208号)大麻琴平買田線	善通寺市大麻町字馬場下348番1地先から 仲多度郡琴平町字川西665番1地先まで
一般県道(209号)善通寺停車場線	善通寺市文京町1丁目600番1地先から 善通寺市文京町3丁目648番66地先まで
一般県道(213号)多度津停車場線	仲多度郡多度津町栄町3丁目甲41番1地先から 仲多度郡多度津町栄町3丁目319番3地先まで
一般県道(217号)西白方善通寺線	善通寺市生野町遊塚855番1地先から 善通寺市生野町遊塚932番2地先まで
一般県道(221号)宮尾高瀬線	三豊市高瀬町新名字松下862番1地先から 三豊市高瀬町下勝間字加茂2784番1地先まで
一般県道(241号)丸井萩原豊浜線	観音寺市大野原町福田原字西106番1地先から 観音寺市大野原町丸井字大河内2050番5地先まで
一般県道(242号)福田原観音寺線	観音寺市大野原町福田原字西370番1地先から 観音寺市大野原町青岡字宮下561番地先まで
一般県道(244号)先林姫浜線	観音寺市豊浜町姫浜字下喜吐地892番1地先から 観音寺市豊浜町姫浜字上林724番1地先まで
一般県道(272号)高松志度線	さぬき市志度字花池尻2555番1地先から さぬき市志度字入江2112番1地先まで
一般県道(280号)高松香川線	高松市仏生山町字南新田甲46番22地先から

高松市仏生山町字一本木甲958番2地先まで

2 指定を解除する道路の種類及び路線名並びに占用の制限を解除する区域

道路の種類及び路線名	区 域
一般県道（147号）太田上町志度線	さぬき市志度字花池尻2558番7地先から さぬき市志度字珠橋366番8地先まで
一般国道436号	小豆郡土庄町字吉ヶ浦甲5978番27地先から 小豆郡土庄町字吉ヶ浦甲5978番24地先まで

3 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

4 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

5 占用の制限の開始の期日 令和2年10月1日